

発議第 16 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる
事項の一部改正について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる事項の
一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

提出者 伊賀市議会議員

田山 宏弥

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

森 正敏

記

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる事
項の一部改正

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる事項
(平成 16 年 11 月 11 日議決) の一部を次のように改正する。

第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 訴訟物の価額が裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)第 33 条第 1 項第 1 号の規定により
簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の地方自治法(昭和 22 年法律第 67
号)第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停(前項に規
定するものを除く。)に關すること。